

## 亀山市告示第60号

亀山市がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、医療用ウィッグその他がん患者ががんの治療に伴う外見の変化を予防し、又は補完する補正具等（以下「医療用ウィッグ等」という。）の購入に要した費用の一部を助成することにより、がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持・向上を図ることを目的とする。

#### (助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金（以下「助成金」という。）という。

#### (交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金の交付を申請する日において市内に住所を有していること。
- (2) がんの治療を受けた者又は現に受けている者であること。
- (3) 医療用ウィッグ等の購入が令和6年4月1日以後であり、かつ、助成金を申請する日において購入した日から1年を超えていないこと。
- (4) 過去に助成金又は他の地方公共団体が実施する事業による助成金に相当する給付を受けていないこと。

#### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 医療用ウィッグ又は装着に必要な頭皮保護用ネットの購入費用（購入時に理美容室で行うウィッグのカット費用を含む。）
- (2) 乳房の切除による胸部の形の変化に対応するための補正下着、補正パッド又は人

工乳房の購入費用（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）

(3) 乳がん用バスタイムカバーの購入費用

(4) その他爪などに生じる症状を予防又は補完するもので市長が必要と認めるものの  
購入費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、医療用ウィッグ等の購入に要した費用に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

ただし、2万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書兼実績報告書及び請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写しその他の医療用ウィッグ等を購入したことが分かる書類

(2) 診療明細書の写しその他のがんの治療を受けた又は受けていることを証する書類

(3) 交付対象者及び申請者の本人確認書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び支払)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第13条の規定により助成金の額を確定し、助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の額の確定をした日から、30日以内に、申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により助成金を交付する。

3 市長は、第1項の審査の結果、その申請を適当と認めないときは、その理由等を書面により申請者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、虚偽その他の不正手段により助成金の交付を受けた者に対して、交付した額の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入した医療用ウィッグ等について適用する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて額の確定をしている助成金の交付及び助成金の返還については、この告示の失効にかかわらず、第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。



振込先（申請者名義の口座情報をご記入ください）

金融機関名		支店名	
口座種別 ※該当するものに○印	1.普通		2.当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

添付書類 (添付した書類に☑をつけてください)	<input type="checkbox"/> 助成対象補正具の購入に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 診療明細書等がん治療を受療していることが分かる書類 <input type="checkbox"/> 交付対象者及び申請者の本人確認書類（マイナンバーの記載がない住民票の写しや、免許証の写しなど） <input type="checkbox"/> 委任状 ※交付対象者と申請者が異なる場合のみ （交付対象者が未成年の場合を除く。）
----------------------------	---

(注意事項)

以下に該当する場合は、当該助成金の交付の決定を不承認とする、又は決定を取り消すことがあります。

- ・申請書の記載に虚偽の内容が含まれる場合
- ・亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱別表に定める者と確認された場合

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱別表（抜粋）

1 暴力団等と認められる場合 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の威力を利用したと認められる場合 3 暴力団等に対し直接又は間接を問わず資金等を供給し、便宜を供与する等、積極的に暴力団又は暴力団関係法人等の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合 4 暴力団等と密接な関係を有していると認められる場合（友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合において、特定の場所で偶然出会った場合を除き、年1回でもその事実があると認められる場合は当該要件に該当するものとする。） 5 暴力団等と社会的に非難を受ける関係（暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団等が開催するパーティその他の会合に招待し、招待され、若しくは同席する関係を含む。）を有していると認められる場合（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。） 6 暴力団等であることを知りながらこれらを利用したと認められる場合
---

(県及び関係機関への情報の提供について)

本助成金の交付実績に係る情報を三重県及び関係機関に提供いたします。

様式第2号（第7条関係）

助成金交付決定兼確定通知書

第 ー 号  
年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のありました亀山市がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金について、下記のとおり交付を確定しましたので通知します。

記

対 象 者

助 成 金 額 円

口座振込予定日 年 月 日